

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、清水町いきいきふるさとづくり寄附条例(平成20年清水町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の受け入れ)

第2条 寄附金は、寄附申込書(別記様式第1号)により受け入れるものとする。ただし、寄附者が遠隔地に居住する場合は、寄附申込書の内容が具備される任意の様式により申込みすることができる。

(寄附金台帳の作成)

第3条 寄附金の適正な管理を図るため、清水町いきいきふるさとづくり寄附金台帳(別記様式第2号)を整備するものとする。

(運用状況の公表)

第4条 町長は、毎年度終了後3月以内に運用状況について、公表しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成20年10月6日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第12号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



寄附申込書

以下のとおり清水町いきいきふるさとづくり寄附条例に基づき、清水町に寄附したいので申し込みます。

申込日： 年 月 日

清水町長 様

フリガナ		
氏名		
住所		
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	
情報公開	<input type="checkbox"/> 同意する	※同意された場合は寄附報告書やインターネット等において氏名、住所、寄附額などの情報について公開させていただくことがございます。
	<input type="checkbox"/> 同意しない	
申告特例 申請書	<input type="checkbox"/> 要望する	※「要望する」にチェックを入れた場合は、後日当町より関係書類を送付いたします。 ※確定申告をされる方は、要望しないにチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 要望しない	

寄附金額		円
上記寄附金の使途の指定内訳		
①安全・安心に暮らしつづけるまち事業		円
②健やかで笑顔あふれるまち事業		円
③学びから生きる力を育むまち事業		円
④地域資源と産業を活かし挑戦するまち事業		円
⑤快適で安らぎを感じられる住みよいまち事業		円
⑥多様なつながりで協働するまち事業		円
⑦指定なし		円
※複数の事業を指定する場合は、寄附金額欄にそれぞれ充当する金額を記入してください。 ※⑦を指定した場合は、上記①～⑥までのいずれかの事業に充当させていただきます。		

支払方法の選択	※クレジットカードご希望の方は によりお申し込みください。	
<input type="checkbox"/> 郵便払込	当町からお送りする払込用紙をお使いください。	※手数料無料
<input type="checkbox"/> 銀行振込	別紙ご案内の振込先までご入金ください。	※手数料寄附者負担
<input type="checkbox"/> 現金書留	下記の担当先までお送りください。	※郵便料寄附者負担
<input type="checkbox"/> 窓口払い	来庁の予定を右の欄にご記入ください。	月 日 時頃

